



埼玉県報

第 2 6 0 0 号
平成 2 6 年 6 月 6 日
金 曜 日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務の委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [基本勝者投票法に係る車券発売事務の委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [基本勝者投票法に係る車券発売事務の委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [県政広報テレビ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [県政広報ラジオ番組制作・放送業務1番組に関する契約の相手方等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [手子林第三土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業の事業計画の変更\(第6回\)\(市街地整備課\)](#)
- [北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業の定款の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示\(住宅課\)](#)
- [「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示\(政策調査課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示\(新三郷浄水場\)](#)
- [小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務に関する契約の相手方等の公示\(小児医療センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛生

三 代表者の氏名

田井 寿美江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字平方四十四番地十四

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができると新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あそび計画
- 三 代表者の氏名
伊藤 邦夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木十六番地一 鶴ヶ島市役所内パブリックビジネスセンター
- 五 定款に記載された目的
この法人は、夢中になってあそび込んでいる子どもを姿を生みだすため、あそびを中心とする子どもに関わる事業および調査研究を自ら行うとともに、多様な団体との積極的な連携により、地域全体の子どもに関わる活動を充実させることで、この地域の子どもの文化の力を高めていくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ソーラーネット
- 三 代表者の氏名
櫻井 薫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡小川町大字角山二百八番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、再生可能エネルギーの利用を希求している人々に、当該地域の人が自立し持続する循環型の生活を営むことができるように、その機器や技術、それらが根づくための知識や情報を伝え、支援すること、ならびに環境教育を行うことを目的とする。こうした技術や知識を独占するのではなく、広く一般化、共有化することにより、誰もが手軽に自分達の生活に取り入れていくことのできる仕組みづくりを目指す。

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フレンズクラブ
- 三 代表者の氏名
岡田 義人
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市東方三千六百四十一番地十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者に対し、移送・介護援助等のサービスを行い、誰もが安心して自分らしい生活と自立が出来るよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都府中市宮町一丁目四十番地

二 委託契約締結日

平成二十六年四月一日

三 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百四十号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田二丁目十四番十八号

二 委託契約締結日

平成二十六年四月一日

三 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百四十一号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都港区東新橋一丁目九番二号

二 委託契約締結日

平成二十六年四月一日

三 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報テレビ番組制作・放送業務 2 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目36番 4 号
- 5 契約金額
123,145,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフエムナックファイブ 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地 2 J
A C K 大宮
- 5 契約金額
36,117,511円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

告示

埼玉県告示第八百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス西川口店

埼玉県川口市西川口二 三五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中輝雄

（変更後）株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中秀雄

八 変更年月日

平成二十五年四月二十二日

二 届出年月日

平成二十六年五月十六日

二 縦覧期間

平成二十六年六月六日から平成二十六年十月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月六日から平成二十六年十月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

埼玉県和光市丸山台一丁目九番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）和光都市開発株式会社 代表取締役 河崎健治

（変更後）和光都市開発株式会社 代表取締役 山中信行

八 変更年月日

平成二十五年六月三日

二 届出年月日

平成二十六年五月十六日

二 縦覧期間

平成二十六年六月六日から平成二十六年十月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月六日から平成二十六年十月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンバード長崎屋川越新宿店

埼玉県川越市新宿町六丁目二十七番五

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

有限会社小谷野 代表取締役 小谷野峰子

埼玉県川越市中台二丁目十九番地五

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十六年五月二十日

告 示

埼玉県告示第八百四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
41,720,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第八百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

57,078,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第八百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
518,907,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告示

埼玉県告示第八百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 加藤 孝夫	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	田 内 不二雄	埼玉県羽生市大字中手子林千七十一番地二

告 示

埼玉県告示第八百五十二号

平成二十五年埼玉県告示第二百三十四号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百五十二号

平成二十六年埼玉県告示第三十八号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百五十四号

測量計画機関である嵐山町東原土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

嵐山町東原土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（二・三・四級基準点測量及び出来形確認測量）

三 作業地域

比企郡嵐山町大字菅谷地内

四 作業期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年十二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十五号

測量計画機関である桶川市坂田西特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

桶川市大字坂田地内

四 作業期間

平成二十六年六月二十三日から平成二十七年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十六年五月二十六日から平成二十六年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から

平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目、宮代三丁目及び字道佛の各一部

四 事務所所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百十五番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年二月十二日

六 変更認可の年月日

平成二十六年六月六日

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

北戸田駅東1街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十六年六月

三 施行地区

埼玉県戸田市大字新首字芦原及び大字下笹目字谷口の各一部

四 事務所の所在地

東京都千代田区外神田五丁目二番二号株式会社都市空間研究所内

五 施行認可の年月日

平成十七年九月六日

六 変更の内容

事務所の所在地

七 定款の変更の認可の年月日

平成二十六年六月六日

告示

埼玉県告示第八百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及び特別県営住宅並び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 前田一彦	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

告 示

埼玉県告示第八百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,330,280部 × 4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年4月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

54,461,438円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年2月7日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年四月十四日

指令川建セ第二五〇一六二〇号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十七日

川建セ第二六〇〇二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字夜打久保九三七番四の一部、九三七番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県平塚市土屋二四一番地

株式会社 木村植物園 代表取締役 木村 義広

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年四月四日

指令川建セ第二五〇〇九三一号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十八日

川建セ第二六〇〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字東山一一一六番の一部、一一三三番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市泉町三丁目二七番地一一 ハイカムール泉 A 一〇二号室

小久保 祐哉

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年六月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

指定番号	二 号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年五 月二十七日
指定に係る道路の位置	富士見市鶴瀬東二丁目千四百十二七地先から 二千五百十九十一地先まで
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	八十八・八
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	八・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年四月二十五日

指令川建セ第二五 五三一号

二 検査済証番号

平成二十六年六月三日

川建セ第二六 一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷字久保原四七 番一、四七 番十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四七 番地一

矢島 実

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年五月十九日

指令川建セ第二五 一一一一号

二 検査済証番号

平成二十六年六月三日

川建セ第二六 二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字今泉字仲町二七 番二、二七一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字今泉二七一番地

本澤 浩

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年四月十五日

指令越建セ第二四〇〇四七三号

二 検査済証番号

平成二十六年六月三日

越建セ第一一三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮二丁目四番三号 ヴィネラル東姫宮B―103

宮崎 俊信

告 示

埼玉県公営企業告示第三十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 一般競争入札の落札者等

(1) 業務委託の名称

26 新委第 15-1-2 号 浄水発生土収集運搬業務委託

(2) 入札の公告を行った日

平成 26 年 3 月 24 日

(3) 契約の相手方を決定した日

平成 26 年 5 月 13 日

(4) 契約の相手方の氏名及び住所

太平洋陸送株式会社 代表取締役 上野 章太

埼玉県加須市西ノ谷 8 0 2 番地 1

(5) 契約金額

1 トン当たり 3,639 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(7) 発注機関の名称及び住所

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地

告 示

埼玉県病院事業告示第十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
小児医療センター医療情報システム運用管理保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込 2 1 0 0 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額
115,272,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当